

件名：臨床検査業務（単価）

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いいたします。

臨床検査業務仕様書

1 目的

農林水産省診療所は、国が開設し、その運営について農林水産省共済組合に委託しているものである。

本業務は、当該診療所における一般診療から生じる検体及び国が実施する臨時健康診断から生じる検体について、臨床検査を行うものである。

2 履行期間

平成24年4月2日から平成25年3月29日まで

3 業務内容

(1) 検査項目及び検査予定数量

血液、尿、細胞及び病理組織等について、別紙1-1及び別紙1-2の項目につき検査を行う。

なお、臨時健康診断の検査項目は、原則、別紙2の検査項目とする。

(2) 検査方法

臨時健康診断はセット検査とする。セット内容は別紙2のとおり。

(3) 検体容器

検体容器は、受注者が納品すること。

なお、臨時健康診断の採尿容器は、採尿後に、農林水産省にゴミ（医療廃棄物）が生じないタイプのものを使用すること。（袋、ラベル等は不要。）

(4) 検査依頼書及びラベル

①一般診療

別紙1-1及び別紙1-2の検査項目に必要な検査依頼書及びラベルを受注者が納品すること。

なお、「一覧検査依頼書」は、臨時健康診断及び外務省研修前の健診に使用するものとする。

②臨時健康診断

臨時健康診断は、一覧検査依頼書により検査依頼する。

一覧検査依頼書及びラベルは、受注者が納品すること。

ただし、「長時間超過勤務者の健診」（別紙2参照）は、番号、氏名及び性別で検査依頼を行う。検査録やスピッツに貼付して使用するラベルは、別紙3を参考にして受注者が別途納品すること。

③外務省研修前の健診

外務省研修前の健診は、一覧検査依頼書により検査依頼する。

(5) 検体の回収

検体の回収に当たっては、検査依頼書と検体の照合及び確認を受注者と診療所看護師の双方で行うこと。

検体回収の時間は、14時から15時までの間とする。

(6) 検査報告

①報告

原則、検体を回収した日の翌日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に当たるときは、行政機関の休日の翌日とする。）に検査報告書により報告するものとする。

なお、緊急の結果報告の依頼があった場合は、翌朝 10 時までに FAX にて結果を報告すること（FAX 送信後は、電話により送受信の確認を行うこと。）。

②検査録及び検査報告書

ア) 検査録（臨時健康診断（長時間超過勤務者の健診）を除く。）

A 4 版タイプのものとし、受注者が納品する。

イ) 検査報告書（臨時健康診断（長時間超過勤務者の健診）を除く。）

受注者が用意し、2 部提出すること。

ウ) 臨時健康診断（長時間超過勤務者の健診）の検査録及び検査報告書

臨時健康診断の検査録は別紙 4 の様式とし、農林水産省が用意するものとする。検査報告書は、当該様式に合うシール形式のものを受注者が別途用意し、1 部提出することとし、併せて本人用として 1 部（シール形式以外のもの）提出すること。

4 検体の回収及び検査報告の場所

農林水産省診療所

5 費用請求

一般診療は農林水産省共済組合あて、臨時健康診断は農林水産省あてにそれぞれ請求すること。

なお、農林水産省あての請求書は会計別（約 10 件）に作成する必要があるので、事前に農林水産省大臣官房厚生課担当職員（以下「担当職員という。）と協議すること。

6 応札者の条件

本件の応札の条件は以下のとおりとする。また、応札条件を確認する書類を提出すること。

(1) 別紙 1-1、別紙 1-2 及び別紙 2 に記載された検査項目を検査できること。なお、記載された検査項目の検査方法と異なる検査がある場合は、その検査方法と同等の代替えとなる検査ができること。（記載された検査方法が異なる場合は、代替えの検査方法を書面にて提出すること。）

また、農林水産省診療所の診察日（行政機関の休日を除く。）の検体回収ができること。

(2) 3 の業務内容により受注者が納品又は用意するものを提供できること。

7 その他仕様書に定めのない事項については、担当職員と協議の上、決定するものとする。